

第4回三好町緑の基本計画策定委員会議事要旨

H21.3.6(金) 9:30～11:40

三好町役場西館 402 会場

【出席者】

(委員:敬称略)

曾田忠宏、倉橋洋子、鈴木清貴、清水義則、鈴木昭弘、鳥居鎌一、天石惇郎、伊豆原充、鈴木ともよ、近藤剛正、青木眞由美、増岡義弘

[欠席:伊藤文一]

(アドバイザー)

愛知県公園緑地課 企画・景観グループ 寺本主査、同事業・都市緑化グループ 稲吉主査

(事務局)

正木経済建設部長、野々山経済建設部参事、川上緑化専門監、野々山みどりの推進課長、伊藤農業委員会主幹、細野都市計画課長、宇野都市計画課課長補佐、芳村都市計画課主事

(傍聴者)

2名

【配布資料】

- ・議事次第
- ・三好町景観と緑の基本計画(案)

【議事】

1. 資料説明①(第2・3回策定委員会意見の対応)

2. 資料説明①に関する委員からの意見と回答

【萌生辰己山地区の景観地区指定について】

伊豆原委員

辰己山地区は、道路を挟んで住宅地と工業地となっている。景観地区を指定するにあたって、住宅地だけの指定も考えられるが、工業地も含んで一体的に指定することもあるのではないかと。ゾーンとして辰己山地区全体をとらえ、その中に住宅地と工業地があり、それぞれの方針を設定するようにして、個別に考えるのではなく住宅地と工業地をセットで考えては

どうか。住宅地と工業地をどう調和させていくかがポイントだと思う。

宇野補佐

現在は、住宅地と工業地を合わせて指定するという事は考えていません。用途地域としてかかっているが、その上に地区計画も指定しているため、危険物の処理、貯蔵を行う工場の規制をおこなっています。住宅地は、一般住宅と店舗面積 50 m²以下の店舗併用住宅しか建てる事ができません。地区内を通過している三好ヶ丘駒場線沿いに最小幅員 10mの緑地を位置づけており、この緑地は伐採できないことになっています。

伊豆原委員

全体構想として、辰己山地区全体を地区計画とし、住宅地を景観地区として指定していく予定か。

宇野補佐

はい。

伊豆原委員

ある地区について、特化して緑化していくのは良いが、同じ地区の中で、片側は理想的で、もう片側は工場がそのままになるとアンバランスなイメージになる。辰己山地区で、住宅地と工業地を一体として指定すれば、住宅と工場の共生のモデルになるのではないか。工業地にも緑化目標があると思うが、新しい住宅地の緑の完成度を見たときに工場側が緑化されていないようになる。両方が調和していると良い。工場地域での特化もできると思う。

鈴木光次長

元々は、工業専用地域であり工場だけの計画であったが、経済情勢などにより工場地と住宅地となった。水洗地区は、住居と工業の混在となっています。住むところと働くところが一体となっているところも必要であると思います。総合的にリンクしたまちづくりを考えていきたいと思っています。住宅地と工業地とのバッファゾーンを設置する検討をしたときに、幅員 20mの緑地帯を設け、植樹は今後大きく成長するクスノキやヤマモモ、カシを選定し、2本/10 m²植えています。住宅と工場との間には素晴らしい緑ができると思う。

伊豆原委員

法面に植えるイメージか。緑のカーテンで工場をカバーできるのか。

鈴木光次長

企業責任として大きく伸びる木を残して、小さい木は間引きをしてもらうことになっています。

伊豆原委員

分かりました。緑の環境づくりができると思う。

曾田委員

町全体が景観の良いまちを目指しているため、まずは辰己山地区で実践して、それを見習って他の地区へ展開していくイメージである。住宅と工場が混在しているため、なるべくうまくつながるようにする。将来的にどうしていきたいのかというシナリオがあることについて

て理解して欲しい。

増岡委員

三好ヶ丘駒場線は、デザイン上は標準であり、歩道の形などを工夫し一体的なデザインとしなくてはいけない。他の区間と比べ、この区間は少し違うというようなデザインが必要である。モデル地区となるため、考えていきたい。他の地区へ波及していくことになる。街路樹は植栽しないという考え方もある。トータルデザインで考えていく。標識や電柱の配置も入ってくると思う。今すぐということではないが、考えていく必要がある。

宇野補佐

景観重要公共施設として考える方法もあると思います。電柱は工場側のみに設置しています。

鈴木光次長

道路の名称を、「もちのき通り」としたいと考えています。クロガネモチが元々あった場所であるため、名称に残したいと考えています。シンボルツリーとしてアベマキを残すなど、これまであった樹種を残していきます。

曾田委員

トータルで考えることが大事である。歩ける道は重要である。景観計画と緑の基本計画の上位計画で検討すべき課題である。町全体での施策として検討する必要がある。上位計画での位置づけを整理し、それから景観と緑での方針を立てると良い。町道の歩道のデザインは、道路構造に基づくデザインとしていく。また、サイン計画も盛り込んでいく。国道では色や文字が決まっているため、三好町の景観として統一していくと良い。

【まちな顔となる緑について】

曾田委員

まちな顔となる緑として、駅・インターチェンジの整備が出ていたが、国道・県道等から見える景観、通りがかりの人が見る景観も良いものにしていくと良い。

【歩道整備について】

鳥居委員

町内を北から南まで連続して歩いて行ける歩道があるのか、人に質問された。歩ける安全な道はあるのか、案内やサインもあるような整備も必要ではないか。

細野課長

水と緑のネットワークの中で、町全域をつないでいきたいと考えています。

【植栽する樹種について】

天石委員

P69の緑化イメージの中で、植栽する樹種は郷土種であることを入れていく。この地域に

合っている樹種を植えていく。イオンも同じ方針で植栽している。地域にあっていないと、消毒が必要となる。見栄えだけで樹種を選ばない。工場緑化率を維持するために、どんぐりを植えている。飯田市のりんご並木のように柿並木でも良いのではないかな。

宇野補佐

郷土種を植栽する方針を盛り込みます。

曾田委員

重要な指摘である。サクラは春の景観を醸し出すため、郷土種でなくても植栽して良いと思う。シンボルツリーとしても良いのではないかな。十分研究して欲しい。

天石委員

無農薬のリンゴの話で、元々山に育っている木は、消毒も何もしなくても健全に育っている、ということがあるため、植栽にあたって念頭において考えて欲しい。

鈴木光次長

用途に適したものを植えて生きたいと思います。

鈴木委員

井守池では、シイやタブ、カシを植栽しました。三好にはない樹種も入っていたため、町民が選んで植栽しても良いと考えています。

【農地の扱いについて】

鈴木委員

P25 で農業ゾーンは抜けているとっているが、P37 の農地では色が塗ってある。農地の扱いはどうなっているのか。

曾田委員

大切な指摘であり、農地の扱いは大切である。

宇野補佐

町域の4割は緑地として残すという目標で、その中に農地は含まれています。農地は保全していきませんが、重点地区には入っていないという考え方です。

細野課長

表現については検討します。

曾田委員

来年度も引き続き検討していくため、誤解を招かないよう表現を考えていく

3. 資料説明②（第4回策定委員会審議内容）

4. 資料説明②に関する委員からの意見と回答

【景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について】

青木委員

景観条例に期待をしているのだが、私の考えと異なる心配がある。P145の景観重要建造物の写真に「浮雲の栈橋」が示されている。これを指定するわけではないとご説明はあったが、私はこれが景観面で良いとするのに疑問がある。賛否両論だとは思いますが、目指すべき方向に不安を感じた。

P146の景観重要樹木についても、自分としては長田池を降りた樹林帯にあるモンゴリナラや福谷の山中にあるアベマキの大きな木をイメージしている。指定基準として、「公共空間から容易に見ることができる」と文面にあり、景観条例は里山からの連続した緑のイメージとは異なるのかと感じてしまった。まだ期待しているのだが。

宇野補佐

景観条例と景観重要建造物・樹木の指定は切り離して考えてください。

景観重要樹木を指定する際には、それを検討する組織が必要となります。まず、指定基準について固めた後、専門家の方、地域の代表の方、学識経験者が集まった景観協議会のような組織をつくり、提案のあった樹木が景観重要樹木として町の指定基準にあっているかを検討します。指定することになった場合も樹木には土地所有者がおり、管理の責任も発生します。

伊豆原委員

指定する木を決める審議会のような組織を創っていくということですね。

曾田委員

その組織で、慎重に審議をして指定を検討することになる。

鈴木光次長

長田池のものは景観条例の中ではなく、緑の基本計画の中で都市計画法に基づく緑地保全地域にするなど、異なる手法が良いと思います。

曾田委員

景観重要建造物、景観重要樹木の写真は慎重に選んだほうが良い。P145の「福谷の石灯籠」は良いが、「浮雲の栈橋」のように賛否両論あるような写真は、避けたほうが良い。P146の写真は悪くないと思うが、福谷のアベマキなど写真は撮りにくいと思うが入れていただくなど、写真の精査をしていただきたい。

【布袋子川調整池周辺の緑地について】

青木委員

P153の三好丘旭地区の布袋子川調整池周辺の緑地を守ると突然出てきているが、どのようなものか。

宇野補佐

布袋子川の池の北側や道路を挟んだ反対側に樹林地があるのをご存じないでしょうか。

青木委員

具体的にどの池でしょうか。

鈴木光次長

貞宝カントリーの境、砂川プラント奥の墓地周辺の樹林地を対象としています。刑務所の南東にあたります。

【行為の制限について】

倉橋委員

P139「行為の制限」は基準があって、それを守るために行為の制限があると思うのだが、いきなり制限があるのはどうかと思う。

曾田委員

タイトルの付け方だと思います。誤解を招きやすい。

倉橋委員

理想の基準が合って、現状の建物を変えていくことになるが、どのように変えていくのか。今あるもの壊すわけにはいかないが。

宇野課長補佐

既存のものに対しては適用できないというのが現状です。建替えの際に適応していくことになります。

倉橋委員

それなら、基準を先に示したほうが良い。

【色調の制限について】

伊豆原委員

高さや面積は数字でよくわかる。今後の課題で慎重にやらなければならない部分になるが、色調に関しては「調和など」抽象的な表現をしている。個人の主観による部分があり、誰がどのように基準を判断するのか。原色とあるが、それは三原色なのか。個々の財産であり、自由な裁量が問われる箇所、自由の侵害になりかねない。どのように基準を決めていき、住民の理解を深めていくかが大きな課題である。外国では街並み保存や、建物は元の材料を使うなどを行っているようなので、事例の収集をお願いしたい。

曾田委員

色は難しい問題である。マンセル表示を使う例もみられる。色の調和の話になると難しい。名古屋市では都市景観審議会が最終決定を下すが、その前に都市景観アドバイザーという制度あり、デザイナーなどを主とした委員がアドバイスをするなどの仕組みがある。

宇野課長補佐

辰己山地区については、マンセル表示を用いています。他都市の事例についても調べてみたいと思います。

曾田委員

委員のみなさんにお示しできる良い事例を集めていただければ。具体的な事例が必要だと思います。

【緑の管理について】

伊豆原委員

保全管理をNPOでしていくことになるが、木の管理は大変になる。集めた落ち葉は燃やしていると思うのだが、CO2を発生させることになっている。境川の草刈も同様になる。管理保全や、落ち葉や草が土に帰っていく自然のサイクルに対して行政の対応はどのようにお考えか。チップにして、堆肥にしたりするところもあり、それには行政の配慮・対応が必要。

曾田委員

今のお話に関連するのが、「第10章 計画の実現に向けて」になると思う。来年この部分を細かくつめる必要がある。行政の他部局との連携が必要。関係機関、NPO、審議会の設立などをつめていくことになるのではないか。

宇野課長補佐

幅広い話になるかと思います。緑を増やす際になにを協働の対象とするのか、なにが一緒にできるのか、検討させてください。

【歩道の緑化について】

倉橋委員

商店街にコンテナを置いて緑化するような記載があるが、管理が大変で、名古屋市では撤去しようとしている。コンクリートの残骸が何m間隔で存在している。自転車も歩道を通るため、通行の邪魔になる。無理して行う必要はないと思う。何もかもやる必要はないと思う。

曾田委員

コンテナが通行の邪魔になるケースが多々あるということです。

近藤委員

歩道の幅にもよると思う。管理の問題もある。

【建築物の形態について】

近藤委員

京都の景観条例をテレビで見たが、^{ひさし}庇の屋根勾配なども細かく規定していた。三好でも、そのようなことも検討していくのか。

曾田委員

伝統的な建築建造物があるところでは考えられることです。これからのまちである三好には向かないのではないかと思います。

近藤委員

古いお寺の脇に住宅を建てた場合は、そのようなことがきちっとしていないと見苦しい場

合もある。

曾田委員

三好の場合は緑を造り出していくほうが重要ではないかと思う。

宇野課長補佐

町としては、そこまで細かい部分は決められないと思います。お住まいの方々が、自分達の集落などの景観を考える中で決めていくものだと思います。

曾田委員

地区計画や、エリアマネジメントについて、住民が主体となって行っていくほうが良いかと思います。この点については、あまり上から指示をしないほうが良いかと思います。

6. 今後の日程について

鈴木光次長

今年度の検討委員会は今回が最後で、次年度検討結果を踏まえて、とりまとめていきます。景観条例などの改正案について、来年度もよろしくお願いします。

以 上